

# 島根県建設工事等入札制度及び入札参加資格審査会規程

昭和 53 年 1 月 30 日  
訓 管 発 第 477 号

本 地 方 機 関

(設置)

**第1条** 県が発注する建設工事等の入札制度及び入札参加資格に関する事項について審査するため、島根県建設工事等入札制度及び入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(議案の提出)

**第2条** 審査会は、次の事項を審査する。

- (1) 入札制度に関すること。
- (2) 建設工事等にかかる入札参加資格基準に関すること。
- (3) 入札参加資格者（以下「有資格者」という。）の格付け基準に関すること。
- (4) 有資格者に対する指名停止、指名回避等の措置基準に関すること。
- (5) 前号の基準に基づいて、指名停止、指名回避等の事案を審査すること。
- (6) その他入札参加資格に関する事項。

(組織)

**第3条** 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副知事をもって充てる。

3 副会長は、土木部長をもって充てる。

4 委員は、総務部長、防災部長、農林水産部長、企業局長、総務部・防災部・農林水産部・土木部・企業局の技監及び次長をもって充てる。

(会長の職務及び職務代理)

**第4条** 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(会議の特例)

**第6条** 会長は、必要があると認めるときは、議案に関係あるものを審査会に出席させ、意見をのべさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

**第7条** 審査会に幹事を置く。

2 幹事は、審査会の任務について、委員を補佐する。

3 幹事は、次の各号の職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部営繕課長
  - (2) 防災部消防総務課長
  - (3) 農林水産部農林水産総務課長
  - (4) 土木部土木総務課長、技術管理課長及び建築住宅課長
  - (5) 企業局経営課長
- (庶務)

**第8条** 審査会の庶務は、土木部土木総務課において処理する。

(委任)

**第9条** この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は、別に審査会が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 6 年 5 月 20 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 20 年 2 月 13 日から施行する。

6 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

7 この規程は、平成25年4月1日から施行する。